

【いきいきNICOSカード会員特約】

第1条 (目的)

本特約は、ユーリーグ株式会社 (以下「甲」といいます。)を通じて、いきいきNICOSカードを申込み、三菱UFJニコス株式会社およびその指定するカード発行会社 (以下「当社」といいます。)からいきいきNICOSカード (以下「本カード」といいます。)を発行されたいきいきNICOSカード会員 (以下「会員」といいます。)に対して甲が提供する特典およびサービス等を定めることを目的とします。

第2条 (特典およびサービス等)

1. 会員が、第3条に定める「いきいきポイント」を甲から付与され、当該ポイントを甲の指定する商品等と交換することを「いきいきポイント制度」といいます。
2. 甲は、会員に対して付与する「いきいきポイント」を甲所定の方法で案内するものとします。
3. 会員は、甲へ事前の登録により、定期購読の契約更新を自動的に更新 (以下「自動更新」といいます。)できるものとし、本カードにおいて購読料を支払うことができます。また、甲から契約更新の案内をした際に、変更または中止の申し出をしない限り、当初契約期間と同じ期間で自動更新されることを承諾するものとします。
4. 会員は甲が指定する店舗で本カードを提示することにより、優待・割引等のサービスを受けることができるものとします。

第3条 (「いきいきポイント」の内容)

1. 「いきいきポイント」とは、会員が甲の指定する商品またはサービス (以下「商品等」といいます。)を購入したときの購入代金および会員がいきいきNICOSカード会員規約第21条第1項に定める加盟店 (以下「加盟店」という。)において本カードにより商品等を購入したときのカード利用代金に応じて、甲が会員に対し付与するポイントです。
2. 「いきいきポイント」の付与は次の通りとなります。
 - ①会員が「ふくふく」「スマリラ」で購入した場合は、本カード利用に限らず本体価格 (消費税除く) に対して甲所定の方法で算出したポイント。
 - ②会員が加盟店で本カードにより商品等を購入した場合は、カード利用代金に対して甲所定の方法で算出したポイント。
 - ③毎年4月1日から翌年3月31日までの期間で、会員が甲の指定する商品等を購入したときの購入代金の総額に応じたボーナスポイント。
3. 家族会員の本カード利用に基づく「いきいきポイント」は、当該家族会員が属する本人会員の「いきいきポイント」と合算して、本人会員に付与されるものとします。

第4条 (「いきいきポイント」の消滅、取消等)

1. 会員が理由の如何を問わず、甲の商品やサービスを最終利用した年の翌々年1月1日になったとき、付与された「いきいきポイント」は失効し、消滅するものとします。
2. 商品等を購入したときの購入代金またはカード利用代金の、全額または一部が取消しされた場合、その取消額に応じた「いきいきポイント」は甲所定の方法により取消しされるものとします。

第5条 (「いきいきポイント制度」に関する疑義等)

1. ポイントの付与、ポイントの有効性、ポイント数、交換商品等に関して会員に生じた疑義については、甲において調査・検討のうえ決定し、会員はその決定に従うものとします。
2. 「いきいきポイント制度」に基づく商品の交換により賦課される公租公課については会員がこれを負担するものとします。

第6条 (「いきいきポイント制度」の終了・中止・変更)

1. 甲は予告なしに「いきいきポイント制度」を終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。
2. 「いきいきポイント制度」の内容は、日本国の法律の下に制約されることがあります。
3. 第1項および第2項により、会員に損害が生じた場合にも、甲は一切の責任を負いません。

第7条 (特典およびサービス等の中止)

1. 甲は会員が次のいずれかに該当した場合には、本特約に定める特典およびサービス等を中止することができるものとします。
 - ①会員が「いきいきポイント」の交換に関し虚偽の申告をした場合。
 - ②前号のほか、会員が本特約に違反した場合。
 - ③会員が甲の提供するその他の特典・サービスを受けるにあたり、不正な行為があった場合。
2. 会員が前項に該当した場合、当社は当該会員の会員資格を喪失させることができます。
3. 第1項および第2項にかかわらず、会員が会員資格を喪失した場合、甲は、本特約に定める特典およびサービスを中止する場合があります。
4. 第1項から第3項の事由により、甲または当社が本カードの返還を求めたときは、会員は、返還を求められたカードすべてを、直ちに当社に返還するものとします。

第8条 (権利の譲渡等)

会員は、理由の如何を問わず、本特約に基づく一切の権利および義務について、これを第三者に貸与、譲渡、担保提供し、または相続させることはできません。

第9条 (本特約の改定等)

1. 甲は、甲が必要と認めたときはいつでも、本特約を変更することができるものとし、それが軽微な変更である場合を除き、甲はすみやかに会員へ告知するものとします。
2. 本特約が改定され、その改定内容が会員に告知された後に会員が本カードを利用したときは、または本特約に定める特典およびサービス等を利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。